

魚津市公告第58号

経営管理権集積計画の公告について

次の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年8月28日

魚津市長 村椿 晃

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 小班	地目	面積 (ha)	経営管理の 存続期間
集2-1	平沢字大松倉 10番3 10番4 10番6 10番8 10番9	92林班と小班 92林班へ小班	山林	7.25	令和5年10月1日から 令和10年9月30日まで（ 5年間）
集2-2	平沢字大松倉 10番5	92林班と小班	山林	0.60	
集2-3	平沢字大松倉 11番4	92林班ろ小班	保安林	0.46	
集2-4	平沢字大松倉 11番5 11番6	92林班ろ小班 92林班は小班	保安林	0.92	

2 縦覧場所

魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市役所産業建設部農林水産課内  
魚津市ホームページ (<https://www.city.uozu.toyama.jp>)

3 縦覧日時

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 その他

本公告により魚津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。